

地域県土警察常任委員会資料

(令和7年12月18日)

■鳥取県における建設人材の確保に向けた緊急提言について

【県土総務課・技術企画課】……2ページ

■鳥取沿岸海岸保全基本計画の変更に関する検討委員会(第2回)の開催結果について

【河川課】……6ページ

■一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【技術企画課、道路企画課、道路建設課、河川課、治山砂防課】……8ページ

県 土 整 備 部

鳥取県における建設人材の確保に向けた緊急提言について

令和7年12月18日
県土総務課・技術企画課

県内の建設人材の確保対策を検討するため、6月補正予算により、令和7年7月に「鳥取県建設人材緊急確保プロジェクト」を立ち上げ、県及び市町村の公共事業の実施体制の改善、それを担う人材の確保・育成対策を議論してきました。全3回の議論を経て、「鳥取県における建設人材の確保に向けた緊急提言」(別紙)がとりまとめられました。

1 緊急提言の概要…詳細は別紙のとおり

- ・頻発化する自然災害への対応や老朽化するインフラ機能を維持していくため、建設産業が果たす役割と重要性を発信し、人材確保に向け官民一体となった施策を講じる必要がある。特にU I Jターンを含めた県外や専門外人材の参入に適応できる育成体制の構築と業務実施体制の改善が重要。
- ・「建設人材の確保・育成対策」と「公共事業の実施体制の改善」の2つの施策を相互に推進して相乗効果を高め、若者や女性に選ばれ、持続的に地域を支える鳥取県独自の建設生産体制を構築するための具体的施策を提言。

(1) 建設人材の確保・育成

ア 働きやすく魅力ある環境の整備

- ・処遇改善（給与や資格等のインセンティブ、多様な働き方・休暇制度の整備）
- ・業務負担の軽減及び効率化（DX推進、工事書類の簡素化等）

イ 採用活動の強化

- ・産学官連携による子ども・保護者・教員へ建設産業の魅力を伝える機会の確保
- ・官民連携による効果的なインターンシップの実施

ウ 効果的な広報・発信

- ・建設産業全体を俯瞰的に紹介できる情報基盤の整備、官民連携による情報発信体制の強化
- ・若手や女性社員の働き方や成長の姿の発信や、建設産業のやりがいと暮らしやすさを併せた鳥取県の魅力を発信するブランディング戦略の構築

(2) 公共事業実施体制の見直し

ア 事業の協同化・効率化

- ・行政における業務の分業化と民間等へのアウトソーシングの促進、デジタル化を軸とした生産性向上に向けたルール化の促進
- ・産学官連携による、新技術導入と検証による生産体制の改善等
- ・行政における協同事業化の検討、新技術による効率的なインフラ維持管理手法の市町村展開

イ 人材育成

- ・行政での研修体系の構築、資格取得支援を通じた官民技術人材の能力養成
- ・異業種参入を想定した、県内の人材育成機関の活用充実

ウ 人事交流

- ・鳥取県建設技術センターをプラットフォームとした技術人材の育成・集積、行政における人材交流

2 鳥取県建設人材緊急確保プロジェクトの概要

- 構成員 民間 : 鳥取県建設業協会、鳥取県測量設計業協会、鳥取県建設技術センター
行政 : 鳥取県（県土整備部）、県内市町村、鳥取県立産業人材育成センター
教育 : 鳥取県（教育委員会高等学校課）、鳥取大学（長曾我部まどか准教授）
外部有識者 : (株)インフラ・ラボ 松永昭吾代表取締役、(株)コプロス 宮崎隆司専務取締役

- 座長 舟見吉晴 鳥取大学名誉教授

- 会議開催概要

第1回 (7/30)	<ul style="list-style-type: none">・民間、市町村への事前実態調査を踏ました、それぞれの人材不足の現状と要因分析・持続的な業務運営のために必要な対策の方向性<ul style="list-style-type: none">① 人材の確保・育成対策② 公共事業実施体制の改善（業務効率化・協同化）
第2回 (9/30)	<ul style="list-style-type: none">・民間、行政から事前に提出された、①及び②に関する具体的施策案について議論
第3回 (11/13)	<ul style="list-style-type: none">・今後、官民連携して取組むべき短期的・長期的施策と実施体制・緊急提言に関する議論

鳥取県における建設人材の確保に向けた緊急提言

～ふるさと鳥取を愛し、郷土の安心安全と経済活動を支える建設人材の確保・育成に向けて～

I 建設人材における人手不足の課題解決に向けた対応の方向性

建設産業は土木インフラの整備と維持管理を通じて、地域の安心安全を確保し、社会経済の基盤を下支えする重要な役割を担っている。約40年ぶりの大災害となった令和5年8月の台風7号では、発災直後からの応急作業や迅速な復旧工事を通じて、建設産業が地域に不可欠な存在であることが改めて認識されたところである。

しかしながら、近年の少子化の進行や働き方やキャリアに対する価値観の多様化などから、県内の建設人材不足は深刻化を増している。頻発化する自然災害への対応や老朽化するインフラ機能を維持していくためには、今一度、建設産業が果たすべき役割と重要性を発信し、人材確保に向けた官民一体となった施策を講じる必要がある。

本県の官民における建設人材不足を打破するためには、特にU I Jターンを含めた県外人材や専門外の人材の参入促進に適応できる育成体制を構築するとともに、業務実施体制の改善を図っていくことが重要である。

本プロジェクト会議では、令和7年7月から産学官の関係者が連携しながら議論を重ねてきたところである。会議の成果として、「建設人材の確保・育成対策」及び「公共事業の実施体制の改善」という2つの政策を相互に推進し、相乗効果を高めながら、若者や女性に選ばれ、持続的に地域を支える鳥取県独自の建設生産体制を構築していくため、以下のとおり緊急に推進すべき具体的な施策を提言する。

II 持続可能な行政運営実現のための具体的施策

1 建設人材の確保・育成

令和6年4月1日から適用された「働き方改革関連法」に伴い、時間外労働規制に準拠した労働環境の改善が急務とされたところである。国土交通省の令和4年データによると、技術者に占める29歳以下の割合は11.7%に留まっている一方で、60歳以上の割合は全体の25.7%を占めており、10年後にこの世代の大半が引退することから、若手人材不足が深刻化している状況にある。この傾向は、令和6年以降も大きな変化が見られていない。

また、公共事業の品質を確保する上で、事業に関わる技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、適正な請負代金額と工期又は調査等の工期を定める契約に基づいて、賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が整備され、確保されなければならないとされている。

このような中で、建設産業の将来を担う若手人材の確保は急務とされており、労働環境や待遇を改善し、雇用や離職防止を強化するためには、建設産業の社会的な役割や魅力の発信も含めた官民一体となった総合的な対策の必要性が高まっている。

これらの課題に対応していくため、建設産業の魅力向上と効果的な発信を通じ、他分野からも選ばれる建設産業を目指す。特に、U I Jターンによる参入者を増やすための対策を強化する。

(1) 働きやすく魅力ある環境の整備

- 給与や資格等のインセンティブを付与し、特に全国最低水準にある賃金の抜本的改善を図ること。官公庁においても、給与や資格等のインセンティブのほか、奨学金返還支援等の対策を講じること。
- 官民とも、計画的な人材育成プログラムや客観的な評価制度を導入し、多様な業務経験を通じて成長できる環境を整備すること。
- 時差出勤やテレワークの導入、育児・介護休暇が取得しやすい体制の整備のほか、異常気象対応や屋外業務等の負担軽減を進め、誰もが働きやすい職場環境になっているかを各社・団体が確認し、業界全体のイメージアップにつなげること。
- 官民連携し、DX推進による業務の効率化、工事書類の簡素化、官公庁における積算業務の民間委託等を進め、業務負担の軽減と効率化を図ること。
- 行政は、誰でも働きやすく魅力ある建設生産体制を持続させていくために、県土の安心安全を確保し、社会経済活動を下支えする土木インフラの整備・維持管理に必要となる事業と予算を継続して確保していくこと。

(2) 採用活動の強化

- 産学官が連携し、子ども、保護者、教員に対し体験型学習や現場見学会の機会を増やし、進路に影響力を持つ保護者や教員にも、ふるさと鳥取への愛着を深めながら、建設産業の現状や魅力を伝える機会を確保すること。
- 官民連携し、助成制度や地域資源を活用しながら、建設産業の多様な業務や地域暮らしの体験等の効果的なインターンシッププログラムを実施すること。
- 官民とも、専門知識がなくても安心して働ける研修プログラムやキャリアパスを整備すること。

(3) 効果的な広報・発信

- 建設産業全体を俯瞰的に紹介できる情報基盤を整備し、官民連携による情報発信体制を強化すること。
- 各社は、若手や女性社員の働き方や成長の姿の発信による入社後のイメージを具体的に伝えるとともに、イベント等の積極的なプレスリリースなどを通じて建設産業の認知度向上に資する取組を強化すること。
- 官民連携し、地域の人々から必要とされ感謝される建設産業のやりがいに、給与面だけではない暮らしやすさを併せた鳥取県の魅力を発信するブランディング戦略を構築すること。

2 公共事業実施体制の見直し

労働量に対する人手不足は、一人ひとりの労働時間が長くなることから、生産性を下げる要因となる。人手不足が長時間労働を生み、長時間労働の職場には人が集まらないという悪循環とならないよう、生産性を向上させる対策が不可欠となっている。

さらに、建設産業においては、ほかの産業と比べて最新のIT技術の導入が遅れており、膨大な量の契約書や請求書、図面などの紙の資料を扱う等、アナログ作業が多くなっていることは課題である。このため、デジタル化を軸にした生産体制の改善は、業務効率化や生産性向上を実現する上での前提となる。

また、今後10年間で多くのベテラン技術者がリタイヤを迎える中で、若年層の入職数は十分とはいはず、人材の構造的なギャップが広がる懸念がある。若手人材の不足は、熟練技術の継承を困難にし、業界全体の生産性低下や工事品質確保に影響を及ぼすことにもつながる。このため、若年層の入職促進と定着支援、多様な人材の確保・育成及び技術継承の仕組みづくりを併せて進める必要がある。

(1) 事業の協同化・効率化

- 行政は、県内の官民のリソースを有効に活用できるよう、発注者、受注者の役割を明確化し、積算・発注・施工及び維持管理の分業化を進めるとともに、県民の理解が得られる形で民間等へのアウトソーシングを促進すること。
- 行政は、建設生産体制のデジタル化を軸として、生産性を高めるためのルール化を促進すること。
- 産学官が連携し、鳥取大学地域未来共創センター等を拠点として、官民の技術者が集い、新技術の導入と検証により生産体制の改善を進めるとともに、大学の技術的な助言に基づいて技術力の高度化と事業の品質確保を図ること。
- 県は、インフラの維持管理において、新技術を導入した効率的な管理手法を、技術者が不足する市町村に展開すること。
- 行政は、地域のリソースに基づいた合理的な調達ロット設定と業務運営を行うため、協同事業化を前提とした検討を始めること。

(2) 人材育成

- 行政は、高度化する課題に対応する研修体系の構築や、資格取得の支援を通じて、官民双方の技術人材に求められる能力養成を進めること。
- 県は、異業種からの参入を想定して、県内の人材育成機関の活用を充実させること。

(3) 人事交流

- 行政は、鳥取県建設技術センターをプラットフォームにして、技術人材の育成と集積を進め、県と市町村での人材交流を図ること。

III 提言の実現に向けて

- 本提言においては、その実効性を高めるため、概ね3年間とする短期の施策と、概ね10年間とする中長期の施策を位置づけたところであり、それぞれの進捗と成果及び新たな課題の継続的な評価を行うこと。
- 産業人材の確保にあたっては、県内人材を対象とした若年期からのキャリア形成が重要となることから、各施策による成果を、既存の「鳥取県建設分野担い手確保・育成連携協議会」に取り入れながら、産業教育をはじめとする取組の促進を図ること。

令和7年12月17日

鳥取県建設人材緊急確保プロジェクト
座長 梶見 吉晴

鳥取沿岸海岸保全基本計画の変更に関する検討委員会(第2回)の開催結果について

令和7年12月18日
河川課

気候変動を踏まえた海岸の防護水準等を見直すため、鳥取沿岸海岸保全基本計画の変更に関する検討委員会(第2回)を11月20日に開催し、変更案について概ね了承を得ました。今後、関係機関への意見照会やパブリックコメントを実施のうえ、年度内に計画変更を行う予定です。

1 波のうちあげ高算定結果と背後地状況等を踏まえた対策を優先する箇所の選定 ※詳細は別紙参照

- ・鳥取沿岸の計画護岸高は、沿岸一律(皆生海岸を除く)でT.P.+4.5mを基本としてきたが、気候変動後(2100年)の波のうちあげ高は、全体の約6割にあたる県内18海岸のうち11海岸において、現行の計画護岸高もしくは背後地地盤高を超過する結果となった。
- ・このうち、背後に宅地等があり人的被害や社会的影響が大きい6海岸を、対策を優先する箇所に選定した。(右表参照)
- ・気候変動を踏まえた今後の海岸保全対策は、潮位等をモニタリングしながら、海岸ごとに詳細な測量結果を踏まえた背後地への影響を精査したうえで、ハード・ソフト対策を組み合わせた順応的な検討を進めるものとする。

[ソフト対策(例)]

- ハザードマップの作成・住民避難
- 防護ラインの見直し(セットバック)

[ハード対策(例)]

- 堤防・護岸の整備・嵩上げ
- 離岸堤・人工リーフの整備・改良

	うちあげ高の評価結果	うちあげ高超過箇所の背後状況	対策優先箇所
①岩美海岸	背後地地盤高 > うちあげ高	—	—
②鳥取・福部海岸	背後地地盤高 > うちあげ高	—	—
③賀露西浜海岸	護岸高 < うちあげ高 (最大0.08m超過)	防砂林	—
④白兎海岸	背後地地盤高 > うちあげ高	—	—
⑤水尻海岸	護岸高 < うちあげ高 (最大1.36m超過)	森林	—
⑥気高海岸	背後地地盤高 > うちあげ高	—	—
⑦青谷海岸	背後地地盤高 < うちあげ高 (最大1.54m超過)	宅地、森林	○
⑧泊漁港海岸	背後地地盤高 > うちあげ高	—	—
⑨羽合漁港海岸	背後地地盤高 < うちあげ高 (最大1.01m超過)	宅地、農地	○
⑩北条海岸	背後地地盤高 < うちあげ高 (最大0.36m超過)	農地	—
⑪大栄東・西海岸	背後地地盤高 > うちあげ高	—	—
⑫東伯海岸	護岸高 < うちあげ高 (最大0.59m超過)	農地	—
⑬赤崎港海岸	護岸高 < うちあげ高 (最大0.24m超過)	宅地	○
⑭赤崎海岸	護岸高 < うちあげ高 (最大1.36m超過)	宅地	○
⑮中山海岸	背後地地盤高 > うちあげ高	—	—
⑯名和海岸	背後地地盤高 < うちあげ高 (最大0.06m超過)	宅地	○
⑰大山海岸	背後地地盤高 < うちあげ高 (最大0.35m超過)	農地	—
⑱皆生海岸	護岸高 < うちあげ高 (最大1.60m超過)	宅地、米子空港、農地、漁港、ゴルフ場	○

2 検討委員会(第2回)の概容

(1)開催日 令和7年11月20日(木)

(2)構成員 [学識経験者] 鳥取大学 黒岩正光教授(委員長)、関西大学 安田誠宏教授

[関係行政機関] 国土交通省日野川河川事務所、県海岸管理者、沿岸9市町村、境港管理組合

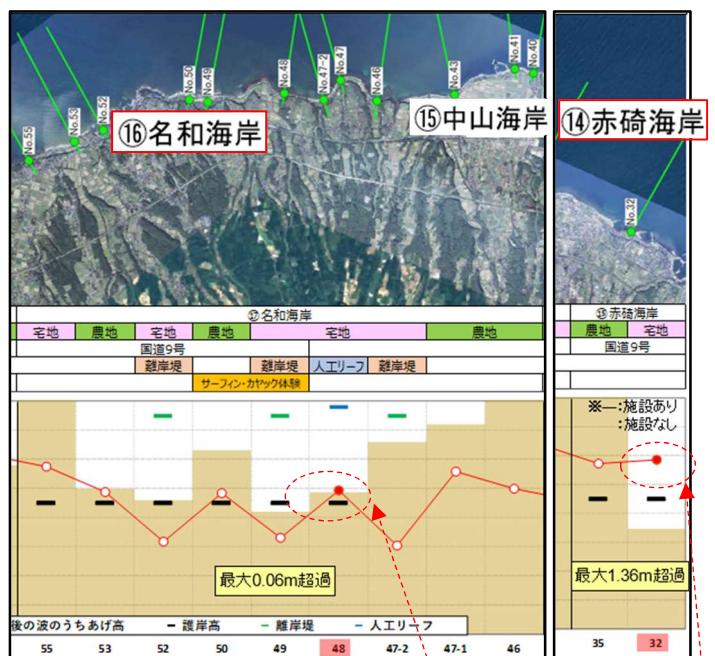
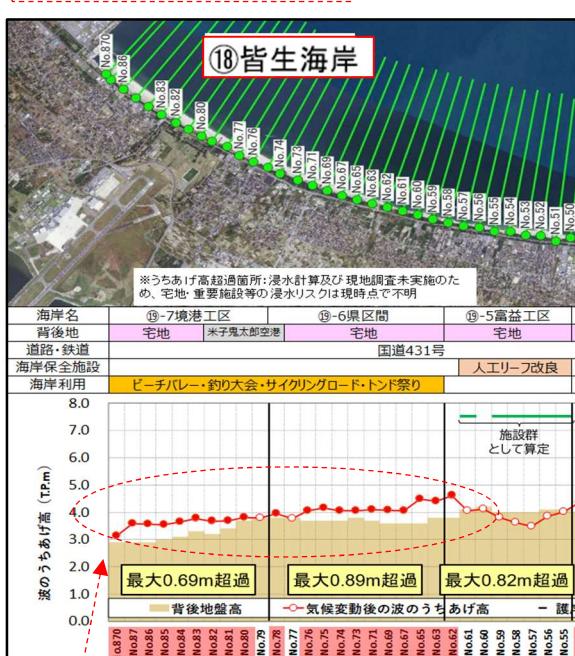
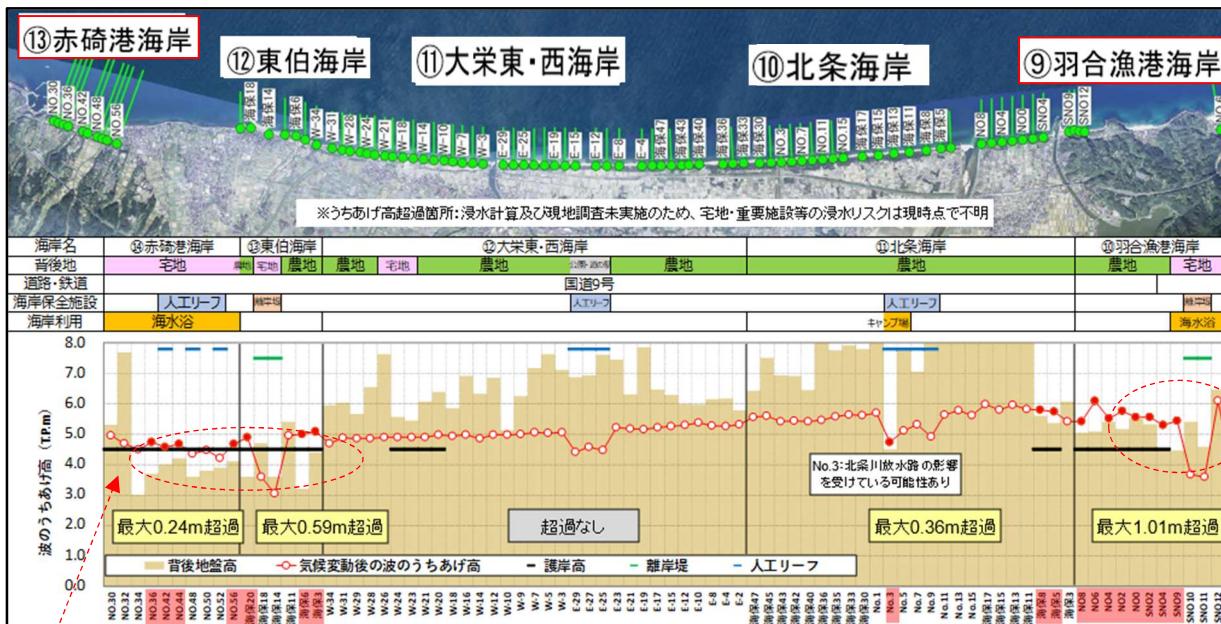
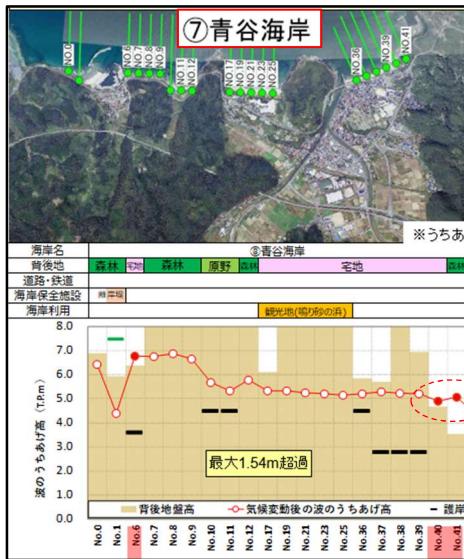
(3)委員からの意見(主に学識経験者によるもの)

- ・海岸ごとに算定した気候変動後の波のうちあげ高を護岸高の目安として設定するが、気候変動予測には不確実性があることから、新たな知見やモニタリング結果等を踏まえ、順応的な対策を検討すべき。
- ・施設整備は、2100年の外力を見込んだものとするが、潮位上昇量をモニタリングしながら、背後の土地利用状況にも配慮して段階的に行うべき。
- ・施設の耐用年数は機械的に50年とするのではなく、健全度評価をして長寿命化を図るべき。

3 今後のスケジュール

R7.12～R8.1	海岸管理者及び沿岸関係市町村に対し意見照会を実施(海岸法第2条の3第3項)
R8.1～R8.2	パブリックコメントを実施(海岸法第2条の3第5項)
R8.3	鳥取沿岸海岸保全基本計画の変更に関する検討委員会(第3回)を開催
R8.3	鳥取沿岸海岸保全基本計画を変更・公表し、各主務大臣へ提出(海岸法第2条の3第6項)

【参考】優先して対策を行う青谷海岸、羽合漁港海岸、赤崎港海岸、赤崎海岸、名和海岸、皆生海岸における波のうちあげ高の算定結果と現況護岸高及び背後地地盤高との比較



一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】		主務課		工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
技術企画課 〔鳥取県土 整備事務所〕	佐治川外河川災害復旧 工事(R5年災129号、130 号及び208号)	鳥取市 佐治町 尾際	株式会社トラスト 代表取締役 倉持 崇広	(当初契約額) 84,990,400円	令和6年11月12日 ～ 令和7年3月14日	(当初契約年月日) 令和6年11月12日 (第1回変更契約年月日) 令和7年3月13日	(第1回変更契約年月日) 令和7年3月13日	標準工期相当日数を考 慮した工期に見直したこ とにによる工期の延伸	-	
					(変更後工期) 令和7年7月31日	(第2回変更契約年月日) 令和7年7月23日		仮設道区間ににおける地 区外在住の関係者との 調整に不測の日数を要 したことによる工期の延 伸		
					(変更後工期) 令和7年10月31日	(第3回変更契約年月日) 令和7年11月21日		開通する農地災害復旧 工事との調整に不測の 日数を要したことによる 工期の延伸		
					(第4回変更後契約額) 123,563,000円 〔 変更額〕 38,572,600円	(第4回変更契約年月日) 令和7年11月20日		復旧箇所近くにおける修 繕箇所を追加したことによ る工事費の増 加	-	
技術企画課 〔鳥取県土 整備事務所〕	国道482号道路災害復旧 工事(R5年災370号)(そ の2)	鳥取市 用瀬 別府	株式会社田中組 代表取締役 田中 弘文	(当初契約額) 183,040,000円	令和7年3月17日 ～ 令和7年12月11日	(当初契約年月日) 令和7年1月8日	-			
					(変更後工期) 令和8年3月19日	(第1回変更契約年月日) 令和7年11月11日	開通する下水工事との 工程調整により、工事の一 部において施工時期の 見直しが必要になつたこ とにによる工期の延伸			

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】							国土整備部
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
技術企画課 鳥取県土 整備事務所	佐治川河川災害復旧工事(R5年災148号)	鳥取市佐治町古市	有限会社中信建設 代表取締役 中村 砂雄	(当初契約額) 174,350,000円	令和6年9月10日～ 令和7年3月14日	(当初契約年月日) 令和6年9月10日 (最初契約年月日) 令和6年9月10日	-
				(変更後工期) 令和7年11月28日	(第1回変更契約年月日) 令和7年3月13日	(第1回変更契約年月日) 令和7年3月13日	資材の確保に時間を要したことによる工期の延伸
				(第2回変更後契約額) 198,936,100円 (変更額) 24,586,100円	(変更後工期) 令和8年3月13日	(第2回変更契約年月日) 令和7年11月26日	関連する農地災害復旧工事との調整による工数を要したことによる工期の延伸及び残土搬出箇所の変更を行ったことによる工事費の増
技術企画課 鳥取県土 整備事務所	大石川砂防災害復旧工事(R5年災326号(7～8工区))	鳥取市国府町大石	福上工業株式会社 代表取締役 福石 幸平	(当初契約額) 171,160,000円	令和7年3月3日～ 令和8年1月5日	(当初契約年月日) 令和7年3月3日 (最初契約年月日) 令和7年3月3日	-
				(第1回変更後契約額) 226,997,100円 (変更額) 55,837,100円	(変更後工期) 令和8年3月23日	(第1回変更契約年月日) 令和7年11月26日	・労務単価の特例措置、ICT施工の実施、残土搬出箇所の変更を行ったことによる工事費の増・河道内の転石破碎及び現場外搬出に不測の日数を要したことによる工期の延伸

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】							国土整備部
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
技術企画課 八頭県土整備事務所	私都川河川災害復旧工事(5年災250号、252号及び253号)	八頭郡八頭町姫路外	株式会社谷口工務店 谷口 洋一 代表取締役	(当初契約額) 129,910,000円	令和6年6月24日～ 令和7年3月14日	(当初契約年月日) 令和6年6月24日	-
					(変更後工期) (令和7年11月28日)	(第1回変更契約年月日) 令和7年3月12日	資材・作業人員確保による工期の延伸
					(変更後工期) (令和8年1月30日)	(第2回変更契約年月日) 令和7年11月19日	関連工事との工程調整による工期の延伸
道路企画課 鳥取県土整備事務所	県道三代寺宮下線(中郷橋)橋梁上部工事(1工区)(補助交安)	鳥取市国府町屋外	県道三代寺宮下線(中郷橋)橋梁上部工事(1工区)日本ピーエス・栗山組特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社日本ピーエス・鳥取営業所 所長 石井 和正	(当初契約額) 420,530,000円	令和6年12月12日～ 令和8年4月30日	(当初契約年月日) 令和6年12月12日	-
					(変更後工期) (令和8年6月15日)	(第1回変更後契約額) 446,083,000円 (変更額) 25,553,000円	(第1回変更契約年月日) 令和7年11月12日
							河川管理者(国土交通省)と協議した結果、河川の仮締切りに伴う仮設工法等を見直したことによる工事費の増及びそれに伴う工期の延伸

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】							国土整備部
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
道路企画課 〔中部総合事務所〕 国土整備局	町道効上野線(岩船大橋)外耐震補強工事	東伯郡琴浦町八橋外	株式会社ハイセイ 代表取締役 種子 善之	(当初契約額) 122,980,000円	令和7年2月26日 ～ 令和7年11月17日	(当初契約年月日) 令和7年2月26日 (当初契約年月日) 令和7年2月26日	-
				(第1回変更後契約額) 123,762,100円 （変更額） 782,100円		(第1回変更契約年月日) 令和7年3月17日	岩船大橋工区の工事用道路等は流用元の土質が悪く流用元を変更する必要が生じたことから運搬距離が伸びたことによる工事費の増
				(第2回変更後契約額) 135,638,800円 （変更額） 11,876,700円	(変更後工期) 令和8年3月24日	(第2回変更契約年月日) 令和7年11月12日	岩船大橋ににおいて、関係機関との調整により早期の工事用道路撤去を実施するため、本工事に追加したこと等による工事費の増及び工期の延伸
道路企画課 〔西部総合事務所〕 米子国土整備局	県道倉吉江府溝口線(二ノ沢)改良工事(4工区) (防災安全交付金)(ゼロ県債)	日野郡江府町吉原	有限会社住田組 代表取締役 住田 孝昭	(当初契約額) 106,150,000円	令和7年3月14日 ～ 令和7年11月28日	(当初契約年月日) 令和7年3月13日	-
				(第1回変更後契約額) 114,801,500円 （変更額） 8,651,500円	(変更後工期) 令和8年8月31日	(第1回変更契約年月日) 令和7年11月26日	・既設コンクリート構造物について、取壊し量を変更したこと等による工事費の増 ・工事の資機材ルート上有る橋が通行不可となること等による工期の延伸

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】		主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
「道路企画課 （西部総合事務所）」	「国道183号(新屋工区)歩道設置工事(2工区)(交付金交安)(国補正)」	日野郡 日南町 新屋	サワタ建設株式会社 代表取締役 澤田 信介	(当初契約額) 109,120,000円	令和7年3月21日 ～ 令和7年12月15日	(当初契約年月日) 令和7年3月21日 ～ 令和7年3月21日	(当初契約年月日) 令和7年3月21日 ～ 令和7年3月21日	-	-
				(第1回変更後契約額) 116,639,600円 〔 （変更額） 7,519,600円〕	(変更後工期) 令和8年2月27日	(第1回変更契約年月日) 令和7年11月21日	(第1回変更契約年月日) 令和7年11月21日	・隣接する農地の稻作業との調整による工期の延伸 ・拡幅部から現道へのスマート化工事区間を延伸したことによる工事費の増加	
「道路建設課 （八頭県土整備事務所）」	「県道麻生国府線(福地工区)改良工事(4工区)(交付金改良)(国補正)」	八頭郡 八頭町 福地	中一建設株式会社 代表取締役 中尾 仁	(当初契約額) 92,840,000円	令和7年3月24日 ～ 令和7年12月3日	(当初契約年月日) 令和7年3月24日 ～ 令和7年3月24日	(第1回変更契約年月日) 令和7年3月25日	年度別支出金額の変更	-
				(第2回変更後契約額) 107,486,500円 〔 （変更額） 14,646,500円〕	(変更後工期) 令和8年3月9日	(第2回変更契約年月日) 令和7年11月28日	(第2回変更契約年月日) 令和7年11月28日	・仮橋杭基礎において地質状況に応じ施工方法を変更したことによる工事費の増加 ・上記の施工方法変更による工事費の増加 ・上記の施工方法見直しによる工事費の増加	

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】							国土整備部
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
道路建設課 〔中部総合事務所〕 国土整備局	国道179号(はわいバイ バス)改良工事(3工区) (補助改良)(国補正)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬	株式会社共栄組 代表取締役社長 山崎 浩貴	(当初契約額) 180,730,000円	令和7年2月17日～ 令和7年12月18日	(当初契約年月日) 令和7年2月17日 ～ 令和7年2月17日	-
道路建設課 〔中部総合事務所〕 国土整備局	国道179号(はわいバイ バス)改良工事(6工区) (補助改良)(国補正)	東伯郡 湯梨浜町 田後	株式会社クラエニ 代表取締役 西村 博文	(当初契約額) 140,470,000円	令和7年2月19日～ 令和7年12月2日	(第1回変更契約年月日) 令和7年11月7日 ～ (第1回変更契約年月日) 令和7年2月19日	土地改良区との用水確保の調整に伴う工期の延伸
河川課 〔鳥取県土 整備事務所〕	塩見川広域河川改修工 事(12工区)(国補正)	鳥取市 福部町 細川	やすなが工事株式会社 代表取締役 世古 真道	(当初契約額) 182,490,000円	令和7年2月25日～ 令和7年11月19日	(当初契約年月日) 令和7年2月25日 ～ (第1回変更契約年月日) 令和7年11月18日 ～ (第1回変更契約年月日) 令和7年2月25日	ICT施工の実施、配合試験結果に基づく地盤改良固化材の種類及び配合量の変更による工事費の増

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

国土整備部						
【変更分】	主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期
河川課 八頭県土 整備事務所	私都川(麻生工区)河川 災害関連工事(5年災243 号及び244号)(2工区)	八頭郡 八頭町 麻生	株式会社八田建設 代表取締役 八田 大輔	(当初契約額) 95,040,000円	令和6年10月9日～ 令和7年3月14日	(当初契約年月日) 令和6年10月9日 ～ 令和6年10月9日
治山砂防課 鳥取県土 整備事務所	浦富地区復旧治山工事 (2工区)	鳥取市 岩美町 浦富	株式会社田中組 代表取締役 田中 弘文	(当初契約額) 89,650,000円	令和7年4月18日～ 令和7年12月15日	(当初契約年月日) 令和7年4月18日 ～ 令和7年4月18日

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】							国土整備部
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
治山砂防課 （西部総合事務所 米子県土整備局）	佐陀川砂防堰堤(Ｋ1)工事(8工区)(補助)(国補正)	西伯郡 伯耆町 丸山	山陰緑化建設株式会社 代表取締役 西谷 勝之	(当初契約額) 129,690,000円	令和7年3月3日～ 令和7年12月4日	(当初契約年月日) 令和7年2月28日	-
治山砂防課 （西部総合事務所 米子県土整備局）	奥山川砂防堰堤工事(3工区)(交付金)(国補正)	西伯郡 伯耆町 根雨原	株式会社大協組 代表取締役 小山 典久	(当初契約額) 127,270,000円	令和7年3月6日～ 令和7年12月5日	(当初契約年月日) 令和7年3月5日	-